

県北広域振興局長告示第39号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年7月6日

県北広域振興局長 松岡 博

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
久慈市長内町第11地割4番2、4番4及び11番29並びに4番2及び11番29地先認定外道路	72.11	4.00～6.30	平成24年6月22日
久慈市小久慈町第30地割3番4	23.55	4.00	〃

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。